

令和元年10月1日

幼児教育・保育の無償化がスタート！

<施設等利用給付（無償化）の対象児童・上限額>

対象施設（※1）を利用し、**保育の必要性（※2）**がある（裏面を参照ください。）

次のいずれかに該当する子どもが対象となります。

▶ 3歳児クラス～5歳児クラスの子ども ⇒ 月額最大37,000円が無償化

▶ 0歳児クラス～2歳児クラスで、市町村民税非課税世帯の子ども ⇒ 月額最大42,000円が無償化

- ☆認可保育所・認定こども園・地域型保育事業及び幼稚園の預かり保育（年間200日・8時間以上の実施）を利用している子どもの認可外保育施設等の利用は、この手続きの対象外です。
- ☆企業主導型保育事業を利用している子どもは、この手続きの対象外です。
- ☆山形市外の認可外施設等に通園する子どもも対象となります。



お子さんが『対象児童』に該当するか
下の表で確認してみるべこ！

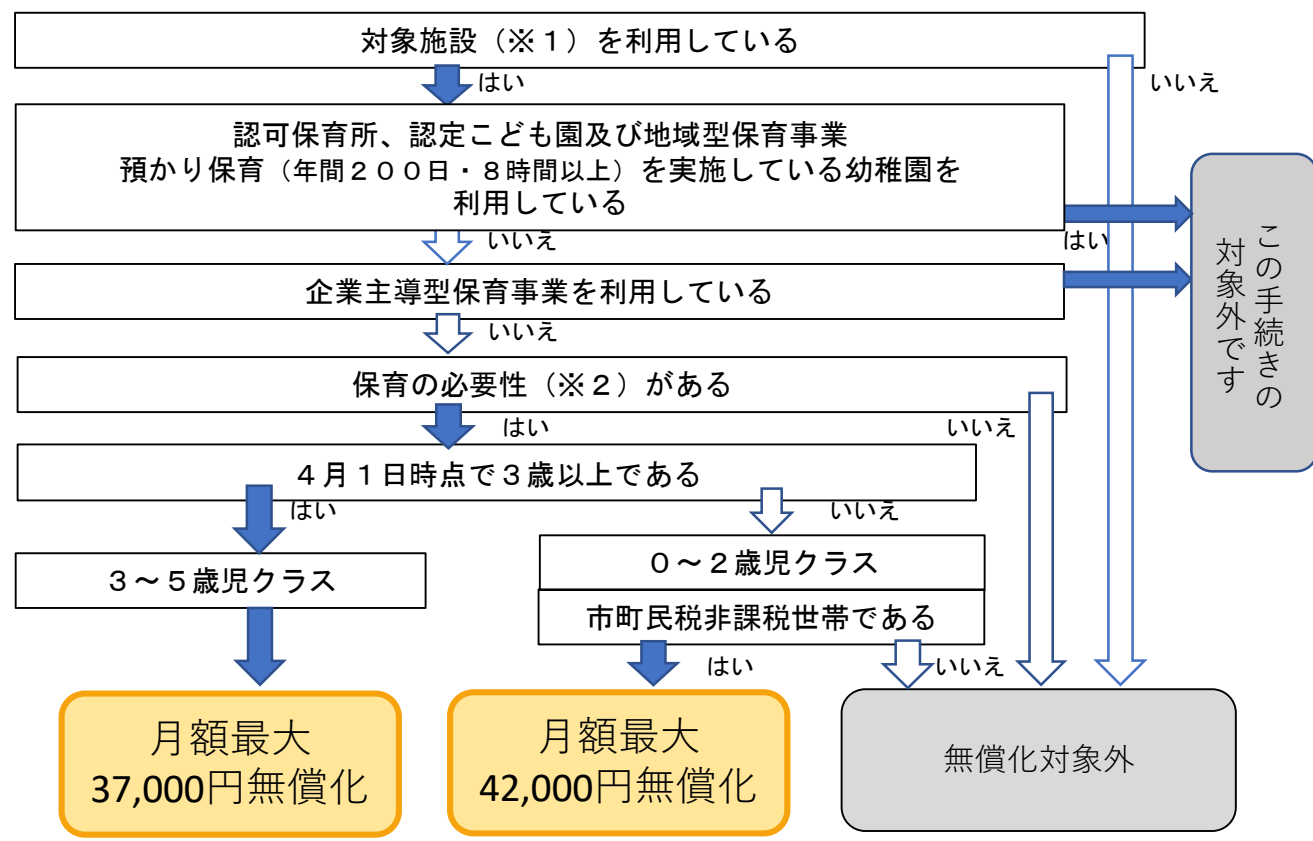
該当する場合は、裏面の**手続き方法**を
チェック！



※1 対象施設とは？

認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を行う施設で、市の確認を受けたものをいいます。

※無償化の対象となる施設については、山形市公式ホームページに掲載します



< 保護者の方の手続き >

施設等利用給付（無償化）の対象となるためには、居住する市町村から保育の必要性の認定「施設等利用給付認定」の2号または3号認定を受ける必要があります。

認定に必要となる申請書及び申請案内を、現在ご利用中の施設または市保育育成課でお受け取りいただき、必要な書類を添付して次により申請してください。

（手続きの詳細は、「幼児教育・保育の無償化に係る認定申請案内」をご覧ください。）

市内の認可外保育施設を利用の方

⇒利用中（利用予定）の施設へ申請書類を提出

市外の認可外保育施設、一時預かり事業、 病児保育事業、ファミリー・サポート・センターを利用の方

⇒市保育育成課へ申請書類を提出

※認定を受けていない場合、施設等利用給付の対象とはなりません。ご注意ください。

※認定の有効期間は申請日（市が書類を受理した日）以前に遡ることはできません。

施設等利用給付認定を受ける場合は利用日前に申請書を提出してください。

※10月から施設等利用給付を受けるためには、9月中に申請書を提出してください。

※申請書類や案内については、本市ホームページにも今後掲載します。

《給付（支払い）について》

施設等利用費の支払いは、償還払いによる支払い（年4回）となります。

保護者は施設に利用料支払い後、領収書等を添付し、市へ施設等利用費の請求手続きが必要となります。（手続き方法等につきましては、市より該当者へ別途ご連絡いたします。）

※2 保育の必要性とは

施設等利用給付認定を受けるためには、保護者の方いずれも（父・母ともに）が、以下のいずれかの認定事由を満たす必要があります。

| 認定事由 | 保護者の状況 | 利用できる期間 （有効期間） |
|----------|--------------------------|-------------------|
| ① 就労 | 会社や自宅を問わず月64時間以上働いている | 就学前まで（最長） |
| ② 妊娠・出産 | 出産の準備や出産後の休養が必要である | 産前産後の各8週間程度 |
| ③ 疾病・障がい | 疾病もしくは負傷、または精神や身体に障がいがある | 必要な期間 |
| ④ 介護 | 同居の親族等を常時介護（看護）している | |
| ⑤ 災害復旧 | 災害（地震・風水害・火災等）の復旧にあたっている | |
| ⑥ 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている | 90日間（最長） |
| ⑦ 就学 | 大学や職業訓練校、専門学校等に通っている | 就学期間中 |
| ⑧ その他 | 虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある | 必要な期間 |
| | その他、やむをえない事情があると市長が認めるとき | |

☆就労時間が月64時間に満たない場合は、就労を理由に施設等利用給付認定を受けることはできません。

☆施設等利用給付認定を受けた後も、認定事由の確認のため、定期的に現況届が必要となります。

《手続き等のお問い合わせ先》

山形市役所 保育育成課 こども第三係（山形市役所1F⑪番窓口）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話：023-641-1212（内線535）